

法人の業務および事業の評価について

1 評価委員会が行う評価の種類（法第28条、法第30条）

評価に当たっては、「中期目標および中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。」ことを目的とする。

評価委員会は、次の2つの評価を行うものとする。

- (1) 事業年度評価（毎事業年度）
- (2) 中期目標期間評価（中期目標期間終了後の年度）

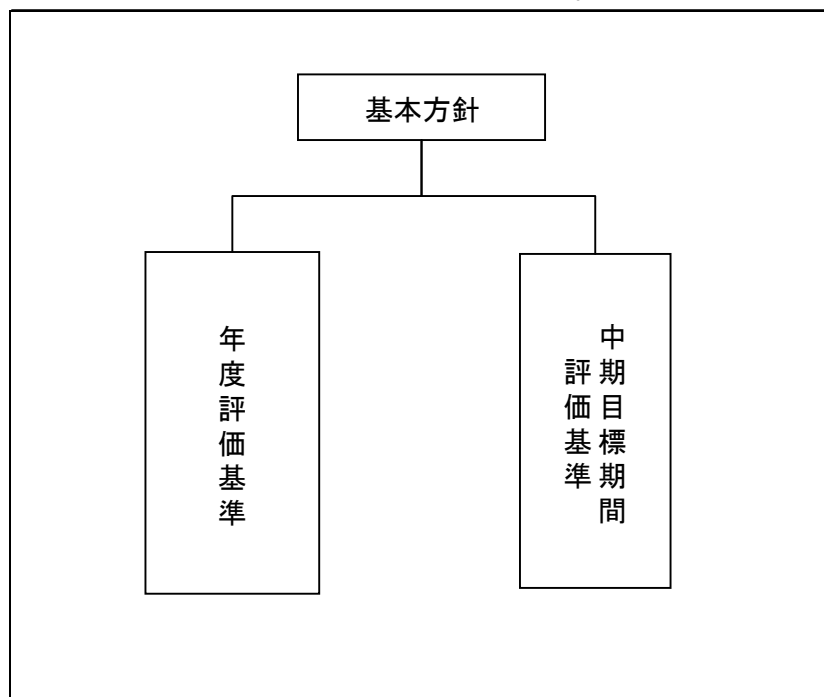
2 評価の基本的な考え方

評価に当たっては、次に掲げる基本的な考え方を踏まえて行う。

- (1) 中期目標、中期計画および年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。
- (2) 中期目標の達成状況や年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。
- (3) 評価を通して、法人の運営状況を分かりやすく社会に示し、市民への説明責任を果たす。

3 評価基準等の規程の構成

評価基準等の規程は、年度評価および中期目標期間評価に共通する「基本方針」を定め、評価の基本的な方向性を規定したうえで、その下に年度評価および中期目標期間評価それぞれについて評価基準を定める。



4 基本方針の構成

基本方針については、次の6項目で構成する。

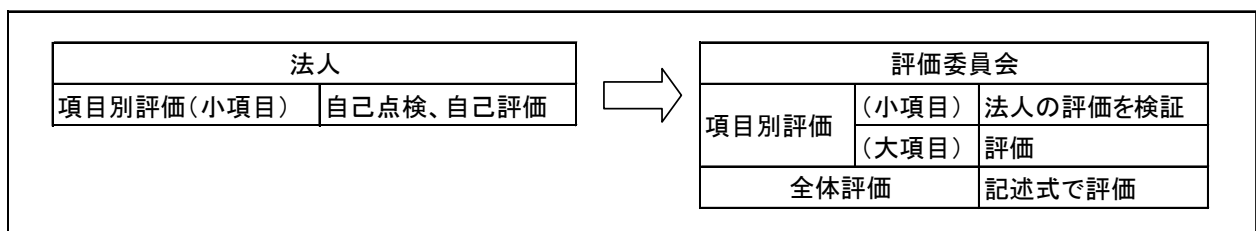
- (1) 評価の趣旨
- (2) 評価の基本的な考え方
- (3) 評価方法
- (4) 評価の具体的な実施方法
- (5) 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換および市長への意見
- (6) その他

5 評価の方法

(1) 評価の方法

評価の方法としては、「全体評価」と「項目別評価」に分け、項目別に評価した結果に基づいて、記述式で総合的な全体評価を実施する。

項目別評価については、法人が中期目標および中期計画の進捗状況を点検・評価し、説明することにより法人自らが業務の反省点や改善点に気づくきっかけとするとともに、評価委員会において法人の評価の妥当性について総合的に検証することにより効率的な評価が行えることから、法人が小項目別に自己評価を行うこととする。



(2) 項目別評価における評価項目の設定

評価項目については、中期目標および中期計画、年度計画の項目別に大、中、小項目を設定する（資料3）。

ア 大項目は、中期目標および中期計画の「第1、第2…」を単位とする。

イ 中項目は、中期目標および中期計画の「1、2…」を単位とする。

ウ 小項目は、中期計画および年度計画の最小項目を単位とし、大項目又は中項目以下の項目がない場合は、大項目又は中項目を小項目とする。

項目別評価では、「大項目別評価」と「小項目別評価」を実施し、法人が小項目ごとに自己評価を行い、評価委員会において法人の自己評価の妥当性を検証したうえで、事業年度評価では中期計画の大項目（一部中項目）、中期目標期間評価では中期目標の大項目（一部中項目）の項目ごとに大項目別評価を行う。

大項目別評価に当たっては、中期目標のうち「第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については、内容が多岐にわたり、その重要性も高いことから、中項目を単位とした評価とする。

【大項目案（一部中項目）】

- 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
（良質で安全な医療の提供）
- 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
（医療に関する調査および研究）
- 3 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
（人材の確保と育成）
- 4 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
（地域医療への貢献）
- 5 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
（災害時の体制強化）
- 6 業務運営の改善および効率化に関する事項
- 7 財務内容の改善に関する事項
- 8 その他業務運営に関する重要事項

(3) 評価基準の段階

ア 項目別評価（小項目別評価）

小項目別評価は、次の4段階評価により実施する。

【評価段階案】

- Ⅳ 中期計画・年度計画を上回って実施している。
- Ⅲ 中期計画・年度計画を順調に実施している。
- Ⅱ 中期計画・年度計画を十分に実施していない。
- Ⅰ 中期計画・年度計画を実施していない。

イ 項目別評価（大項目）

大項目別評価は、次の5段階評価により実施する。

なお、次の評価基準は目安であり、社会情勢等の変化による遅れ等を勘案し、評価委員会の協議により決定する。

【評価段階案】

- S 特に優れた実績を上げている。
（評価委員会が特に認める場合）
- A 中期計画・年度計画を良好に実施している。
（評価委員会の小項目別評価が全てⅣ又はⅢ）
- B 中期計画・年度計画を順調に実施している。
（評価委員会の小項目別評価でⅠの項目がなく、Ⅳ又はⅢの割合が7割以上）
- C 中期計画・年度計画を十分には達成できていない。
（評価委員会の小項目別評価でⅠの項目がある、もしくはⅣ又はⅢの割合が7割未満）
- D 業務の大幅な改善が必要である。
（評価委員会が特に認める場合）

(4) 評価の実施方法

ア 事業年度評価（平成27年度～）

時期	法人	評価委員会	市	議会	
4月	上	業務実績調書作成 ↓			
	中				
	下				
5月	上				
	中				
	下				
6月	上				
	中				
	下	業務実績調書提出 →			
7月	上	評価委員会① 法人からのヒアリング			
	中				
	下				
8月	上		評価委員会② 年度評価の実施		
	中	評価結果に対する 意見申立て ←		評価委員会③ 年度評価の決定	
	下				
9月	上				評価結果、業務 改善勧告の通知、報告、公表
	中		評価結果、業務改善等 の報告 →		
	下				
10月	上				

イ 中期目標期間評価（平成31年度）

時期	法人	評価委員会	市	議会	
4月	上	業務実績調書作成 ↓			
	中				
	下				
5月	上				
	中				
	下				
6月	上				
	中				
	下	業務実績調書提出 →			
7月	上	評価委員会① 法人からのヒアリング			
	中				
	下				
8月	上		評価委員会② 年度評価の実施		
	中			評価委員会③ 年度評価の決定	
	下				
9月	上				
	中				
	下				
10月	上		評価委員会④ 中期目標期間 評価の実施		
	中			評価結果に対する 意見申立て ←	
	下				
11月	上		評価委員会⑤ 中期目標期間 評価の決定		
	中			評価結果、業務 改善勧告の通知、報告、公表	
	下				
12月	上		評価結果、業務改善等 の報告 →		
	中				
	下				

ウ 中期目標期間最終年度の流れ

